

## 『中華人民共和国行政訴訟法』の改正について

上拂耕生

### はじめに

中国では、民事訴訟法・刑事訴訟法の改正に続き、行政訴訟法の改正がなされる<sup>1</sup>。2014年11月1日、『中華人民共和国行政訴訟法』の改正に関する決定が第12期全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代常委」とする）第11回会議において可決、同日公布された（同決定は2015年5月1日より施行される）。『中華人民共和国行政訴訟法』（1989年4月1日制定、1990年10月1日施行。以下「行訴法」とする）は、同決定に基づき相応する改正がなされる。

これに至るまで、まず「中華人民共和国行政訴訟法修正案（草案）」が2013年12月、全人代常委第12期第6回会議において審議された。2013年12月31日から2014年1月30日まで、修正案の草案が「中国人大網（www.npc.gov.cn）」に公表され、社会に公開して意見を求めた。その後、全人代常委の構成員および各方面からの意見に基づいて草案の修正を行い、「中華人民共和国行政訴訟法修正案（草案第2次審議稿）」が作られた。2014年8月、第12期全人代常委第10回会議は、この第2次草案について審議を行った。同草案は「中国人大網」に公表され、9月1日から20日までの期間、社会公衆は意見を提出することができた。

本稿は、行訴法改正の概要（背景、法改正の要点）を説明した上で、若干のコメントをしたい（Ⅰ）。同時にまた、改正行訴法の全文（訳）を掲載している（Ⅱ）。

## I. 法改正の概要

### 1. 背景

今回の法改正の背景は、行訴法の制定・施行から20年余りが過ぎ、現行法が「経済・社会の発展と変化に適応できていない」ということに尽きるだろう。これにつき、北京大学姜明安教授（行政法）は、次のように述べている<sup>2</sup>。

すなわち、行訴法の制定・施行は、時代背景からして、①中国社会の「人治」から「法治」へ、②公権力行使が「制約されない」から「法的制約を受ける」へ、③「民は官を訴えることができ

<sup>1</sup> 行政訴訟制度は、民事訴訟・刑事訴訟と並び3大訴訟制度の1つであるが、訴訟制度の改革は同時期に立法計画に組み込まれた（第10期全人代常務委員会の立法計画、2003年12月策定）ものの、民事訴訟法・刑事訴訟法の改正は、すでに実現されたところであった（2012年改正、2013年より施行）。制定・施行から四半世紀、法改正の俎上に載ってから10余年を経て、行政訴訟法の改正がようやく実現される。

<sup>2</sup> 姜明安「行政訴訟法修改的若干問題」『法学』2014年第3期（2014年）16頁。

ず、人権は司法的救済を受けることができない」から「民は法に基づき官を訴えることができ、人権は法的に保障される」への「転換」という点で、重要な意義を持っていた。ところが、行訴法の制定当時は、中国の市場経済体制は正式に確立されておらず、法治および人権も「入憲」していない。このような時代的「局限」性から、当時確立された行訴法のルールと制度には多くの欠陥と不足が存在し、行政訴訟の実際の運用にはさまざまな困難と障害がみられた。それは「立案（受理）難」「審理難」「執行難」という「三難」となって現れ、本来発揮すべき機能の大部分が発揮され難い実状が生じ、「信訪不信法（「信訪」制度<sup>3</sup>は信じるが、人民法院（訴訟）や法は信用できない）」という社会風潮に陥った。

同様に、『中華人民共和国行政訴訟法修正案（草案）』に関する説明<sup>4</sup>（以下「修正案の説明」とする）は、次のように説明している。行訴法は行政訴訟手続の基本ルールを定め、施行以来、行政紛争を解決し、「法による行政（依法行政）」を推進し、公民、法人およびその他の組織の合法的權益を保護する面で、重要な機能を発揮してきた。同時に、社会主義民主法制の建設が深く推進されるにともない、行政訴訟制度は社会経済の発展と調和しない、順応しないという問題が日増しに際立ってきた。人民大衆は、行政訴訟に存在する「立案難、審理難、執行難」など際立った問題について強く反発している。これら際立った問題を解決し、「依法治国（法による治国）」「依法執政（法による政務執行）」「依法行政（法による行政）」を共に推進し、法治国家、法治政府、法治社会を一体的に建設するという新しい要請に適應するため、行政訴訟に対して改正・改善を行う必要がある。

このように、改正の背景・理由には、現行法が単に「時代に合わない」というだけではなく、行政訴訟の実際の運用には深刻な問題が生じており、これに対処しなければならないという実情がある。すなわち、行政機関（特に地方の行政機関）による干渉・関与により、行政訴訟は公正な審理が阻害され「立案難」「審理難」「執行難」に陥り、所期の機能を十分に発揮できず、その結果、多くの公民が「泣き寝入り」をし、その権利救済が十分に実現されてない。しかも、経済発展・社会変化にとまなう「負」部分として生じている種々の「格差」「矛盾」により、一般民衆と行政の間で様々な紛争が発生しており、これに対して、行訴法は「民告官」制度としてその役割を果たしていない、したがって、一般民衆はむしろ「上」（上級の行政機関や党政機関）に直接陳情したほうがむしろ期待できるという、「信訪不信法」という風潮が生じている。

このような問題を、現行制度の枠組みを前提として、行政訴訟法 20 余年の実践での経験を参考としながら、漸次的な改善を図っていくというのが、今回の改正の基本路線であろう。実際に、「修正案の説明」によると、以下の 4 点を改正作業の重要指針として述べている。①行政訴訟制

<sup>3</sup> 「信訪制度」とは、「人民来信来訪」ともいい、全国解放前から党と人民を繋ぐパイプとして機能してきた。信訪制度は 1950 年代初期の法令によって、行政機関に人民大衆が手紙（来信）や窓口に向いて（来訪）行政上の紛争解決を訴えるという、一種の行政苦情処理制度として確立する。信訪制度は、1980 年代半ば以降、各国家機関に対する苦情・陳情の件数が激増するなかで、1995 年 10 月国务院發布の『信訪条令』（1996 年 1 月施行）と 2005 年 1 月に旧条例を改正した新条令（同年 5 月施行）によって規範化を図りつつ、現在に至っている（木間正道/鈴木賢/高見澤磨/宇田川幸則著『中国法入門（第 6 版）』有斐閣 2012 年 111 頁）。

<sup>4</sup> 「关于《中华人民共和国行政诉讼法修正案（草案）》的说明」, 中国人大网（2013 年 12 月 31 日）, <http://npc.people.com.cn/n/2013/1231/c14576-23992318.html>

度の権威性を維持し、現実における際立った問題に対して、法に基づき公民、法人およびその他の組織の訴訟上の権利の保障を強調する。②行政訴訟制度の基本原則を堅持し、行政権が法に基づき行使されることと、公民、法人およびその他の組織の司法救済を求めるルートが障害なくスムーズであることのバランスを維持し、人民法院が裁判権を法に基づき独立して行使することを保障する。③実際から出発して、順を追って一步一步進め、漸次改善することを堅持する。④行政裁判の実践の経験を総括し、実践により証明された有益な経験を法律に格上げする。

## 2. 法改正の要点

今回の大幅な行訴法改正の中で、以下では特徴的な改正点について概説する<sup>5</sup>。

### (1) 訴えの対象：「具体的行政行為」から「行政行為」に

現行法2条は、「公民、法人またはその他の組織は、行政機関および行政機関の職員の具体的行政行為がその合法的権益を侵害したと認めるときは、本法に照らして人民法院に訴訟を提起する権利を有する」と規定する。これにより、「具体的行政行為」について行政訴訟の提起が可能であり、これ以外の行政機関の行為については、訴えの対象外となる。当時の立法中に「具体的行政行為<sup>6</sup>」概念を用いたのは、「抽象的行政行為<sup>7</sup>」に対するもので、主として提訴可能な範囲を限定することを考慮したものである。現行法11条、12条が提訴可能な範囲につき明確な列挙を設け、どのような事件が受理すべきで、どのような事件が受理されないか、その境界は明らかであり、実践の発展の基づきもはや概念上区別をする必要はないことから、改正法は、「具体的行政行為」に代えて「行政行為」を用いることにした<sup>8</sup>。

### (2) 当事者の訴訟上の権利保護の強化

行政訴訟が直面する「三難」のうち、最も際立っているのが「立案難」である。公民と政府機関の間で紛争が生じたとき、「行政機関は被告になりたくない」「人民法院は受理したくない」といったことにより、多くの訴訟を通して解決されるべき紛争が「信訪」のルートに入り、一部の地方で「信訪不信法」の局面が生じている。行政訴訟の間口を障害なくスムーズにするため、改正法は、5つの面から当事者の訴訟上の権利保護について改善している。

<sup>5</sup> 法改正の概要については、「行政訴訟法：扩大受案范围完善审理程序强化执行措施」『法制日报』2014年11月4日、を参照している。

<sup>6</sup> 中国の行政法学上、「具体的行政行為」とは、日本でいう定型的な行政処分ないし講学上の行政行為に相当するものを指す。

<sup>7</sup> 中国の行政法学上、「抽象的行政行為」は具体的行政行為に対する概念であり、日本でいう「行政立法」に相当するものを指す。

<sup>8</sup> 但し、最高人民法院の司法解釈である『『中華人民共和國行政訴訟法』の執行にともなう若干の問題に関する解釈』（1999年採択、2000年施行）1条1項は、「公民、法人またはその他の組織が、国家の行政職権を有する機関と組織およびその職員の行政行為を不服として、法に基づき訴訟を提起した場合、人民法院の行政訴訟の事件受理範囲に属する」とし、同2項で提訴不可な事項（否定的列挙事項）を定めている。つまり、行政訴訟の実務上は、訴えの対象はすでに「具体的行政行為」から「行政行為」とされている。なお、ここでいう行政行為はあらゆる行政機関の行為を指すものではなく、上記司法解釈からすると、行政職権の行使たる行為であること（1条1項）、公民の権利義務への変動を伴う行為であること（1条2項6号）を前提としている。その意味では、行政事件訴訟上の行政処分にほぼ相応するものと考えてよい。

① 人民法院および行政機関が、当事者の訴訟上の権利を保障しなければならないことを明確にするため、次の規定を増設した。「人民法院は、公民、法人およびその他の組織の出訴する権利を保障しなければならない、受理すべき行政事件については法に基づき受理をする」(改正法3条1項)。「行政機関およびその職員は、人民法院が行政事件を受理することに干渉し、妨害してはならない」(同2項)。

② 「行政訴訟の事件受理範囲<sup>9</sup>」を拡大する。具体的には、「行政機関が行った、土地、鉱物、河川、森林、尾根、草原、未開墾地、干潟、海域等の自然資源の所有権または使用権の確認に関する決定に不服があるとき」、「行政機関が経営自主権または農村土地請負経営権、農村土地経営権を侵害したと認められるとき」、「行政機関が違法に資金を集め、費用を負担させまたはその他義務の履行を違法に要求したと認められるとき」、「徴税、収用の決定およびその補償の決定に不服があるとき」、「行政機関が弔慰金、最低生活保障待遇または社会保険待遇を法に基づき給付しないと認められるとき」、「政府特許経営協定、土地家屋補償協定等の協定を、行政機関が法に基づき履行しない、約定に従って履行していないまたは違法に変更し、解除したと認められるとき」などが、新たに事件受理範囲に含められた(改正法12条1項)。また、社会組織の中には、政府部門が処理する一部の事項を引き受けるものもあり、さらに進んでより多くの公共管理・公共サービスの機能を負担することもありうるが、その行為が公民の合法的権益を侵害する場合には、行政訴訟による救済ルートに含めるべきである。そこで、「法律、法規、規章により授権された組織の行う行政行為」についても、提訴可能な範囲に含めている(2条2項)。

③ 口頭で訴えを提起できることを明確にし、当事者が訴訟上の権利を行使するのに便宜を図っている。すなわち、「訴えの提起にあたっては、人民法院に訴状を提出するとともに、被告の人数に従って副本を提出しなければならない」「訴状の書写に確実に困難がある場合は、口頭で提訴することができ、人民法院が筆記録に記入し、日時を明記した書面の証明書を発行し、併せて反対当事者に告知する」という規定を新設した(改正法50条)。

④ 「登記(登録)」「立案(立件、訴訟事件として記録する)」制度を実行する。すなわち、「人民法院は、訴状を受け取ったときに本法の定める提訴要件に適合するものについては、登録し訴訟事件として記録しなければならない」(改正法51条1項)。「本法の定める提訴要件に適合するか否かをその場で判定することができない場合には、訴状を受理し、受取り日時を明記した書面の証明書を発行しなければならない、かつ7日以内に訴訟事件として記録するか否かを決定する。提訴要件に適合しない場合には、訴訟事件として記録しない旨の裁定をする。裁定書には、訴訟事件として記録しない理由を明記しなければならない。原告が裁定を不服とする場合、上訴を提起することができる」(同2項)。

⑤ 人民法院の相応する責任を明確にする。そのため、「訴状を受理せず、訴状を受理した後に書面の証明書を発行せず、および当事者に補正する必要がある訴状の内容を一度にまとめて告知しない場合、当事者は、上級の人民法院に苦情を申し立てることができ、上級の人民法院はそれを是正するよう命じなければならない、かつ直接責任を負う主管人員およびその他直接の責任者に対

<sup>9</sup> 「行政訴訟の事件受理範囲(行政訴訟的受案範囲)」とは、人民法院が行政訴訟事件を受理する範囲を意味し、主として、人民法院が行政主体のいかなる行為に対して司法審査の権限を有するかを意味する(江必新・梁凤云『行政诉讼法理论与实务·上卷』北京大学出版社2009年115頁)。

して法に基づき処分を行う」という規定を増設した（改正法 51 条 4 項）。

### (3) 人民法院の規範性文書に対する審査

實際上、具体的行政行為が公民の合法的權益を侵害することもあるが、その中には、地方政府およびその他の部門が制定した規範性文書の定め越権・抵触等があり、これら違法な規範性文書に基づくものもある。このような違法な行政行為を根本的に減少させるためには、人民法院が行政行為を審査するときに、公民からの申立てに応じて規範性文書について付随的な審査を行うことが考えられ、これは、規範性文書に係る違法性の問題を是正するのに有利である。

そこで改正法は、次の規定を増設した。①「公民、法人またはその他の組織は、行政行為の依拠するところの國務院各部門ならびに地方人民政府およびその部門の制定した規範性文書が不適法であると認める場合、行政行為について訴訟を提起するときに、当該規範性文書について審査をするよう併せて請求することができる」（改正法 53 条 1 項）。但し、規範性文書には、規章を含めない（同 2 項）。②人民法院は、行政事件の審理において、審査を経て上述の規範性文書が不適法であると認めた場合には、行政行為の適法性を認定する根拠とせず、併せて制定機関に処理の司法建議を提出しなければならない（同 64 条）。

### (4) 行政訴訟の管轄制度の改善

現行法では、基礎人民法院が第一審行政事件を管轄する。これは基本的に維持されるが、しかし、行政事件の「審理難」問題を解決し、地方政府の行政裁判に対する関与を減少させるため、現行の手法を基礎として、改正法は次の規定を増設した。すなわち、①「最高人民法院の承認を経て、高級人民法院は、裁判活動の実際の状況に基づいて、基層人民法院の行政区域の管轄を越える若干の第一審行政事件を確定することができる（改正法 18 条 2 項）。②國務院各部門または県級以上の地方人民政府が行った行政行為に対して訴訟を提起した事件については、中級人民法院が管轄する（同 15 条 1 号）。

### (5) 行政訴訟の代表者制度など

改正法は、訴訟参加者制度を以下のように改善している。

#### ①原告適格

現行法の原告適格の規定はあまりに簡素であり、実際には、行政訴訟の原告を具体的行政行為の相手方のみと理解し、その他の利害関係者を排除することもある。この点、改正法は、「行政行為の相手方およびその他行政行為と利害関係を有する公民、法人またはその他の組織は、訴訟を提起する権利を有する」と明定した（25 条 1 項）。

#### ②被告適格の明確化

司法実践の必要性に基づいて、改正法は次の規定を増設した。「復議機関が法定の期限内にまだ復議決定を行わないうちに、公民、法人またはその他の組織が元の行政行為について訴えを提起した場合は、元の行政行為を行った行政機関が被告であり、復議機関の不作为について訴えを提起した場合は、復議機関が被告である」（改正法 26 条 3 項）。「行政機関により委託された組織が行った行政行為については、委託した行政機関が被告である」（同 4 項）。「行政機関が廃止されまたは職権変更された場合には、その職権を継続して行使する行政機関が被告である」（同 5 項）。「復議を経た事件について、復議機関が元の行政行為を維持する決定をした場合は、元の行政行為を行った行政機関および復議機関が共同被告であり、復議機関が元の行政行為を変更した場合

は、復議機関が被告である」(同3項)。

### ③訴訟代表者制度の増設

現行法は共同訴訟について規定するが、訴訟代表者制度について規定していない。司法効率を向上させるため、改正法は民事訴訟法を参照して次の定めを加えた。すなわち、「当事者の一方の人数が多い共同訴訟については、当事者が代表者を推選して訴訟を行うことができる。代表者の訴訟行為はその代表する当事者に対して効力を生じるが、但し、代表者が訴訟上の請求を変更し、放棄し、または他方当事者の訴訟上の請求を承認する場合は、代表された当事者の同意を経なければならない」(28条)。

### ④第三者の詳細化

現行法の第三者に関する規定はあまりに簡素である。司法実践では、行政訴訟が第三者の利益に関係する状況が徐々に増加しており、第三者制度の改善は行政紛争を解決するのに有利である。このため、改正法は、「公民、法人またはその他の組織が訴えられた行政行為と利害関係を有するが、訴訟を提起していない場合、または事件の処理の結果と利害関係を有する場合には、第三者として訴訟に参加することを申請することができ、または人民法院が訴訟に参加するよう通知する」「人民法院が第三者に義務を負わせまたは第三者の権益を減損する判決をする場合、第三者は、法に基づき上訴を提起する権利を有する」と規定する(29条)。

### (6) 行政訴訟の証拠制度の改善

現行法の証拠に関する規定は簡素であったため、現行の手法を総括して、改正法は以下のように補充・改正している。

#### (a)被告が立証しない場合等の法効果

被告が立証せずまたは立証を引き延ばしている場合について、その法効果を明確にするため、以下の規定を増設した。被告が証拠を提出せずまたは正当な理由なく期限を徒過して証拠を提出した場合は、相応する証拠がないものとみなす(改正法34条2項本文)。但し、行政行為が第三者の合法的権益に関わり、第三者が証拠を提出した場合(同項但書)、あるいは人民法院が法に基づき証拠を調査取得する場合(同法40条)は、この限りでない。

#### (b)被告の立証制度を改善する

現行法は、訴訟の過程において、被告は自ら原告および証人から証拠を収集してはならないと規定する。事実を明らかにするため、改正法は次の規定を追加した。すなわち、①被告が行政行為を行ったときにすでに証拠を収集していたが、不可抗力など正当な事由によりそれを提出することができなかった場合、②原告または第三者がその行政処理の手続の中で提出しなかった理由または証拠を提出した場合、人民法院の許可を経て、被告は証拠を補充することができる(36条)。

#### (c)原告の立証責任の明確化

現行法は、原告の立証責任を規定していない。しかし、一定の場合には、もし原告が立証をしなければ、事実を明らかにし正確な裁断をするのが難しいこともある。したがって、原告に一定の立証責任を負わせる必要があるから、次の規定を追加した。被告が法定の職責を履行していないことについて提訴した事件において、原告は、自らが被告に対し申立てをした旨の証拠を提出しなければならない(改正法38条1項本文)。但し、①被告が職権により法定の職責を自主的に履行しなければならないとき、②原告が正当な理由により証拠を提出することができないときは除

く（同項但書）。行政賠償、補償の事件において、原告は行政行為により生じた損害について証拠を提出しなければならないが、被告の原因により原告が立証をすることができない場合には、被告が立証責任を負う（同2項）。

#### (d) 人民法院による証拠の調査取得制度の改善

人民法院の証拠の調査取得を規範化するため、次の規定を追加した。すなわち、当該事件と関係する以下に掲げる証拠について、原告または第三者は、自ら収集することができない場合には、人民法院に調査取得するよう申請することができる。①国家機関が保存し、かつ人民法院が調査取得しなければならない証拠、②国家秘密、商業上の秘密および個人のプライバシーに関わる証拠、③その他客観的原因により自ら収集することのできないことが確実である証拠（改正法41条）。

#### (e) 証拠の適用ルールの明確化

証拠の使用を規範化し、判決の公正性と説得力を強化するため、「証拠は法廷で提示しなければならない、かつ当事者が相互に反対尋問する。国家秘密、商業上の秘密および個人のプライバシーに関わる証拠については、公開開廷のときに提示してはならない」「人民法院は、法定の手続に従って、証拠が真実であるかを全面的、客観的に審査しなければならない。採用されなかった証拠については、裁判文書の中でその理由を説明しなければならない」「不法な手段により得られた証拠は、事件事実を認定する根拠としてはならない」という規定を追加した（改正法43条）。

#### (7) 民事・行政紛争が交差する場合の処理システム

行政行為により生じた紛争には、往々にして関連する民事紛争に付随することがある。この2つの紛争は行政訴訟法と民事訴訟法によりそれぞれ事件として処理・審理され、司法資源を浪費している。場合によっては訴訟の循環をもたらし、司法の効率に影響を及ぼすこともあり、当事者の合法的権益を保護するのに不利である。

行政紛争と関連する民事紛争を併合審理する司法実践での手法に基づき、改正法は、次の規定を追加した。①行政許可、登録、徴税、収用および行政機関が民事紛争につき行った判決に関わる行政訴訟において、当事者が関連する民事紛争を併合して解決するよう申し立てた場合、人民法院は、併合して審理することができる（改正法61条1項）。②行政訴訟の中で、人民法院は、行政事件の審理が民事訴訟の裁断に依拠する必要があると認める場合、行政訴訟の中断を裁定することができる（同2項）。

#### (8) 違法または無効の確認判決の増設

現行法は、維持判決、取消判決、履行判決および変更判決など4種類の判決の形式を定めている。これらの判決の形式は、もはや裁判の実際のニーズに適応しておらず、改正法は、以下のようにより補充・改正している。

##### (a) 維持判決に代えて原告の訴訟上の請求を斥ける判決をする

裁判活動の実際上の必要性に基づき、改正法は、「行政行為について、証拠が確実で、法律、法規の適用が正確で、法定の手続に適合している場合、または原告が被告に法定の職責もしくは給付義務を履行するよう申し立てた理由が成立しない場合、人民法院は、原告の訴訟上の請求を斥ける判決をする」と規定する（69条）。

##### (b) 給付判決

裁判の実際上の必要性に基づき、改正法は、「人民法院は審理を経て、被告が法に基づき給付義

務を負うことを明らかにした場合、被告に給付義務を履行するようとの判決をする」と規定する（73条）。

#### (c)違法または無効の確認判決

裁判の実際上の必要性に基づき、次の5種類の状況のもと、人民法院は行政行為の違法を確認する判決をする（改正法74条）。①行政行為が法に基づき取り消されるべきであるが、それを取り消すことにより国家の利益、社会の利益に重大な損害を生じるおそれがある場合、②行政行為が違法であるが、取り消すべき内容を有しない場合、③行政行為に手続上の軽微な違法があるが、原告の権利に実際上の影響を生じない場合、④被告が法定の職責を履行せずまたは履行を引き延ばしたが、履行判決をしても意味がない場合、⑤被告が元の違法な行政行為を変更したが、原告がなお元の行政行為の違法性を確認するよう要求している場合。

同時にまた、「行政行為の実施主体が行政主体たる資格を有せずまたは行政行為が依拠を有しない等、行政行為に重大かつ明白な違法の状況があり、原告が行政行為の無効の確認を申し立てた場合、人民法院は無効確認の判決をする」と規定する（改正法75条）。人民法院は、違法または無効の確認判決をするとき、同時に被告に補償措置を講ずるよう命じる判決をすることができ、原告に損失を生じる場合には、被告に賠償責任を負うようにと法に基づき判決をする（同76条）。

#### (d)変更判決の範囲を拡大

裁判の実際上の必要性に基づき、改正法は、「行政処罰が明らかに公正を失する場合、またはそれ以外の行政行為で金額の確定、認定に関わるものについて確実に誤りがある場合、人民法院は、変更判決をすることができる」と規定する（77条1項）。人民法院は変更判決をする場合、原告の義務を加重または原告の利益を減損することをしてはならない。但し、利害関係人が原告となり、かつ訴訟上の請求が相反する場合は、この限りでない（同2項）。

#### (9)簡易手続の適用

現行法には簡易手続の規定はないが、簡易手続の増設は裁判の効率性を向上させ、訴訟コストを下げるのに有利である。そこで現行の手法を総括し、改正法は次のように増設規定している。人民法院は、事実が明らかで、権利義務関係が明確で、紛争が大きくないと認められる以下の第一審行政事件について、簡易手続を適用することができる。①訴えられた行政行為が法に基づきその場で行われたもの。②事件に関わる金額が2千元より少ないもの。③政府情報公開事件に属するもの。④当事者各方が簡易手続を適用することに同意した場合（82条1項・2項）。もっとも、差戻審、裁判監督手続による再審の事件については、簡易手続を適用しない（同3項）。同時にまた、「簡易手続を適用して審理される行政事件については、裁判官一人が独任で審理し、かつ訴訟事件として記録した日から45日以内に結審しなければならない」と規定する（同83条）。

#### (10)被告行政機関の責任者の出廷応訴

改正法は、「訴えられた行政機関の責任者は、出廷して応訴しなければならない。出廷することができない場合は、相応する職員に出廷を委任しなければならない」という規定を増設した（3条3項）。行政訴訟は「民告官（民衆が行政を訴える）」制度であり、行政機関の責任者が出廷して応訴することは、行政紛争の解決に有利であるだけでなく、行政機関の責任者の「法による行政」の意識を強めるのに有利である。改正法は、近年の一部の地方で行政機関の責任者が出廷して応訴するよう推進した手法を総括して、行政機関の責任者に出廷して応訴することについて定

めを設けた。

司法実践では、一部の行政機関は出廷して応訴せず、または途中で随意に退廷し、事件の正常な審理に影響を及ぼしている。そこで改正法は、次のように規定する。人民法院は、被告が勾引・召喚を経て正当な理由なく出廷を拒否し、または法廷の許可を経ずに途中で退廷した場合について、被告が出廷を拒否したまたは途中で退廷した状況を公告することができ、併せて監察機関または被告の一級上の行政機関に対してその主要な責任者または直接の責任者を法に基づき処分する旨の司法建議を提出することができる（66条2項）。

#### (11) 判決執行の実効性の強化

当今、行政機関は人民法院の判決を執行しないという問題が依然として際立っている。法律の定める執行可能性を強化するため、改正法は次の規定を増設した。すなわち、行政機関が判決、裁定、調解書の履行を拒否する場合、第一審人民法院は、以下に掲げる措置を講じることができる（96条）。①返還すべき過料または給付すべき金銭については、銀行に通知して当該行政機関の口座から振り替える。②定められた期限内に履行しない場合は、期限満了の日から、当該行政機関の責任者に対して一日あたり50元ないし100元の過料に処する。③行政機関が履行を拒否した状況を公告する。④監察機関または当該行政機関の一級上の行政機関に対し司法建議を提起する。司法建議を受けた機関は、関係規定に基づき処理を行い、併せて処理の状況を人民法院に告知する。⑤判決、裁定、調解書の履行を拒否し、社会的な影響が劣悪である場合には、当該行政機関において直接責任を負う主管者およびその他直接の責任者に対して勾留を科すことができる。情状が重大で、犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追究する。

### 3. 若干のコメント

#### (1) 制度的欠陥・問題の改善について

行政訴訟制度は概して、裁判手続を通して違法な行政作用により権利利益を侵害された者の救済を図り、裁判によって違法な行政作用を是正するための制度である。その重要な機能として、権利利益の包括的・実効的救済と行政作用に対する司法的統制があるが、この2つについて、中国の行政訴訟制度には多くの欠陥・問題点がある<sup>10</sup>。例えば、前者について言えば、権利救済に関して概括主義が採用されてない。すなわち、公民が行政訴訟を提起しうる事項は明確に列挙され（現行法11条1項）、人身権・財産権に対する侵害についてのみ「概括的な保護」が与えられている（同項8号）ものの、その他公民の基本的権利については（法律・法規で提訴を認める定めがある場合でなければ）出訴することができない（同2項）。後者については、人民法院は「具体的行政行為」が（根拠規定に照らして）適法であるか否かを審査する（同5条）のみで、その根拠規定に対する司法審査は基本的に認められていない<sup>11</sup>。

<sup>10</sup> このことは多くの先行研究（筆者によるものも含めて）により指摘されてきたことであるが、本格的な研究書として、葉陵『中国行政訴訟制度の特質』中央大学出版社1998年、拙著『中国行政訴訟の研究 - 行政に対する司法的統制の現況と課題』明石書店2003年、参照。

<sup>11</sup> 無論、これらの制度的欠陥・問題の根源的要因には、中国における人権保障の問題、特異な統治構造、違憲審査制の実質的不全といった中国憲政（立憲主義）上の諸問題があるが、これについては、ここでは深く検討しない。

では、今回の改正で、かかる制度的欠陥・問題についてどれほどの改善が図られたかといえ、限定的なものにとどまっている。まず権利救済の範囲について、訴えの対象が「具体的行政行為」から「行政行為」に表現上改められ、また、行政訴訟の事件受理範囲が拡大され、新たに追加規定された列挙事項がいくつかある（改正法 12 条 1 項）。しかし、提訴可能な列挙事項が拡大されたとはいえ、「肯定的列挙」という形での列記主義は依然として維持され、すなわち、権利救済の概括的保護を図るため、それを抜本的に改善したわけではない。さらに、これら拡大された列挙事項は一見すると規定上は進展であるが、実質的には、すでに出訴が認められている司法実践の蓄積を反映したものに過ぎず、制度上も現行法が「人身権・財産権に対する概括的保護」を認めている以上、その解釈・運用上、提訴可能な事項に当たると理解されるものである<sup>12</sup>。

次に、行政に対する司法的統制について言えば、人民法院は、一部の「抽象的行政行為」、すなわち、「行政法規」「行政規章」を除く<sup>13</sup>「規範性文書」の適法性を付随的に審査すると明定された（改正法 53 条、64 条）。しかし、これについても、やはり行政行為の根拠規定である行政法規や行政規章、さらに法律について司法審査を認めるものではない<sup>14</sup>。また、行政規範性文書について「付随的審査」が認められたことも、表面上は進展に見えても、実質的にはむしろ縮小かもしれないとの指摘もある<sup>15</sup>。けだし、現行法上、行政規章については判決の準拠法として「参照」する（53 条 1 項）が、司法解釈は「人民法院は行政事件を審理するにあたって、判決書の中に合法かつ有効な規章および規範性文書を引用することができる」と定める<sup>16</sup>。これに基づくと、人民法院は「合法かつ有効な規章および規範性文書を引用する」前に、それに対して適法性判断をしなければならない。つまり、現行法のもとでも、人民法院は、行政規章と規範性文書については実質的な司法審査を行っている<sup>17</sup>。すると、改正法が付带的審査の範囲に「規章」を含めなかったことは、かえって「縮小」になりかねないという懸念がなされている。

このように、今回の法改正では、行政訴訟の本質に関わる制度的欠陥・問題について、抜本的な改善が図られたわけではない。行政法学界では、例えば行政訴訟の事件受理範囲に関する議論において、まず行政行為について概括的に出訴を認め、そして否定的な列挙事項を明記し、これに該当しない限り行政行為に対する行政訴訟の提起を認めるという考え方が有力である<sup>18</sup>。しか

<sup>12</sup> 姜明安・前掲論文「行政訴訟法修改的若干問題」17 頁。

<sup>13</sup> 「行政法規」とは国务院が制定する法形式（立法法 56 条 1 項）、「行政規章」とは国务院各部門または地方人民政府が制定する法形式を指し（同 71 条 1 項、73 条 1 項）、共に「抽象的行政行為」（行政立法）の 1 種である。

<sup>14</sup> この点は、中国の憲法構造にも関わる重大な問題であり、違憲審査制ないし憲法監督制度の中で論じられるべきテーマであろう。但し、中国の違憲審査制は依然として実質化されていなようである（土屋英雄『中国「人権」考 - 歴史と当代』日本評論社 2012 年 199～200 頁）。

<sup>15</sup> 姜明安・前掲論文「行政訴訟法修改的若干問題」18 頁。

<sup>16</sup> 「最高人民法院『中華人民共和國行政訴訟法』の執行にともなう若干の問題に関する解釈」62 条

<sup>17</sup> このことについては、拙稿「中国行政訴訟法の改正論議に関する考察 - 行政訴訟の目的と事件受理範囲を中心として -」『アドミニストレーション』20 卷 1 号 72 頁、でも指摘した。

<sup>18</sup> 方世榮「論我国行政訴訟受案范围的局限性及其改进」『行政法研究』2012 年第 2 期 16～17 頁、姜明安「扩大受案范围是行政诉讼法修改的重头戏」『广东社会科学』2013 年第 1 期 23 頁、马怀德「《行政诉讼法》存在的问题及修改建议」『法学论坛』2010 年第 5 期 31 頁。

し、この考え方は採用されなかった。この点、起草者によると、次のように説明する<sup>19</sup>。各方面から行政訴訟の事件受理範囲をさらに一步進めて拡大すべきという建議がなされた。他方、当面の行政訴訟制度の実施における際立った問題は、行政訴訟の事件受理範囲が非常に狭いというのではなく、現在の事件受理範囲内の紛争が種々の原因により訴訟による解決に入らないことにある、という意見もあった。法律委員会は研究を経て、改正草案はすでに実践の発展に応じて事件受理範囲を拡大しており、かつ、現行の行政訴訟法の規定に基づき、事件受理範囲は同法が明確に列挙するもののほかに、人民法院は法律、法規により訴訟を提起できると定められたその他の行政事件をも受理することから、事件受理範囲はやはり実体法の発展にともなって相応に拡大しうるものであり、事件受理範囲について拡大しないという調整をすべきであると建議する。

したがって、今回の法改正は、「現行の法体制の下での実情に応じた漸次的な進展」というもので、権利救済の包括性・実効性ないし行政作用に対する司法的統制の強化の点からすると、依然として不十分であるのは否めない。つまり、行政訴訟制度の本質的部分について抜本的な改善が図られたものではないということ（よって根本的な問題は依然として残る）を、まずもって行訴法改正の特色の1つとして指摘することができよう。

## (2) 「三難」への対応（弥縫策）

一般に、中国の法と人権保障を考えるにあたっては、法令上の規定に欠陥があること（制度上の欠陥・問題）に加えて、法令上の規定とその現実の運用の間には乖離があること（制度運用上の問題）も指摘される<sup>20</sup>。中国行政訴訟の分野では、行政機関の不法な関与・干渉により、受理すべき事件が受理されない（立案難）、公平な審理が進まない（審理難）、被告（行政機関）が判決に従わない（執行難）といった問題が深刻である。この問題の背景には、中国における司法の独立の脆弱性や行政機関における法治意識の低さなどが関係しているが、一般民衆としては、行政訴訟は「険しい・困難な道」「やるだけムダ」ということになれば、様々な行政紛争について、裁判所に訴える（行政訴訟を提起する）よりも、伝統的な「信訪」制度のほうをより実効的な紛争解決のメカニズム期待する（期待せざるを得ない）のは、ある意味当然であろう（「信訪不信法」）。

したがって、法規定上の欠陥はさておき、現行の行政訴訟制度の機能不全、すなわち、現行法制の下で本来発揮されるべき機能が実際には（法運用上）発揮されていないという、法制度と実際の法運用との乖離を解消するための法対応を、今回の法改正では重要視していると考えられる。実際、それに関連する法改正は、前述2.で述べたように多い。「改正案の説明」においても、①「行政訴訟制度の権威性を維持し、現実における際立った問題に対して、法に基づき公民、法人およびその他の組織の訴訟上の権利の保障を強調する」と、②「行政訴訟制度の基本原則を堅持し、行政権が法に基づき行使されることと、公民、法人およびその他の組織の司法救済を求めるルートが障害なくスムーズであることのバランスを維持し、人民法院が裁判権を法に基づき独立して行使することを保障する」を、基本方針としてまずもって挙げている。

<sup>19</sup> 「全人代法律委員会『中華人民共和国行政訴訟法改正案（草案）』の改訂状況に関する取りまとめ報告」（全国人民代表大会法律委员会关于《中华人民共和国行政诉讼法修正案（草案）》修改情况的汇报），<http://npc.people.com.cn/n/2014/0901/c14576-25580921.html>

<sup>20</sup> この趣旨は、中国の法と人権保障について一般的に妥当するものと思われるが、土屋英雄『中国の人権と法 - 歴史、現在そして展望 - 』明石書店 1998年 139頁、参照。

つまり、今回の法改正の2つめの大きな特色として、次のことを指摘できよう。すなわち、「立案難」「審理難」「執行難」という問題を克服するため、司法実践で蓄積された経験を踏まえ、現行の法制度の枠内で本来発揮すべき機能を回復させ、当事者にとって行政訴訟を現状よりも利用しやすく、人民法院の独立性・審理の公平性を確保するために必要な法改正を、いわば弥縫策的に講じているといえよう。

## II. 中華人民共和国行政訴訟法改正案の訳（全文）

### 第1章 総則

#### 第1条 [改正] (旧1条)

人民法院が行政事件を公正に、速やかに審理することを保障し、行政紛争を解決し、公民、法人およびその他の組織の合法的權益を保護し、行政機関が法に基づき職権を行使することを監督するため、憲法に基づき、本法を制定する。

#### 第2条 [改正 (2項追加)] (旧2条)

公民、法人またはその他の組織は、行政機関および行政機関の職員の行政行為がその合法的權益を侵害したと認めるときは、本法に従って人民法院に訴訟を提起する権利を有する。

前項という行政行為は、法律、法規、規章により授權された組織の行う行政行為を含む。

#### 第3条 [新設]

人民法院は、公民、法人およびその他の組織の出訴する権利を保障しなければならず、受理すべき行政事件については法に基づき受理する。

行政機関およびその職員は、人民法院が行政事件を受理することに干渉し、妨害してはならない。

訴えられた行政機関の責任者は、出廷して応訴しなければならない。出廷することができない場合は、相応する職員に出廷を委任しなければならない。

#### 第4条 (旧3条)

人民法院は、行政事件について、法に基づき独立して裁判権を行使し、行政機関、社会团体および個人の干渉を受けない。

人民法院は、行政裁判廷を設置し、行政事件を審理する。

#### 第5条 (旧4条)

人民法院は、行政事件を審理するにあたり、事実を根拠とし、法律に準拠する。

#### 第6条 (旧5条)

人民法院は、行政事件を審理するにあたり、行政行為が適法であるか否かについて審査を行う。

#### 第7条 (旧6条)

人民法院は、行政事件を審理するにあたり、法に基づき合議、回避、公開の裁判および二審終審制度を実行する。

#### 第8条 (旧7条)

行政訴訟における当事者の法的地位は、平等である。

## 第9条（旧8条）

各民族の公民は、当該民族の言語、文字を用いて行政訴訟を行う権利を有する。

少数民族が集まって居住している地域または多くの民族が共同して居住している地域においては、人民法院は、当該地域の民族に通用する言語、文字を用いて審理を行い、並びに法律文書を発付しなければならない。

人民法院は、当該地域の民族に通用する言語、文字に通曉していない訴訟参加人に対し、通訳を提供しなければならない。

## 第10条（旧9条）

当事者は、行政訴訟において弁論を行う権利を有する。

## 第11条（旧10条）

人民検察院は、行政訴訟に対して法律上の監督を実行する権限を有する。

## 第2章 事件受理の範囲

### 第12条〔改正〕（旧11条）

人民法院は、公民、法人またはその他の組織が提起する以下に掲げる訴訟を受理する。

- (1) 行政上の勾留、許可証および免許の一時差押えまたは取消し、生産停止・営業停止の命令、違法な所得の没収、不法な財物の没収、過料、警告等の行政処罰に不服があるとき
- (2) 人身の自由の制限または財産に対する封印、差押え、凍結等の行政上の強制措置および行政上の強制執行に不服があるとき
- (3) 行政許可を申請し、行政機関がそれを拒否しまたは応答をしない、または行政機関によりなされた行政許可に関するその他の決定に不服があるとき
- (4) 行政機関が行った、土地、鉱物、河川、森林、尾根、草原、未開墾地、干潟、海域等の自然資源の所有権または使用权の確認に関する決定に不服があるとき
- (5) 徴税、収用の決定およびその補償の決定に不服があるとき
- (6) 行政機関に人身権、財産権等の合法的權益を保護する法定の職責を履行するよう申し立てたが、行政機関がその履行を拒否しまたは応答をしないとき
- (7) 行政機関が経営自主権または農村土地請負経営権、農村土地経営権を侵害したと認められるとき
- (8) 行政機関が行政権限を濫用して競争を排除しまたは制限したと認められるとき
- (9) 行政機関が違法に資金を集め、費用を負担させまたはその他義務の履行を違法に要求したと認められるとき
- (10) 行政機関が弔慰金、最低生活保障待遇または社会保険待遇を法に基づき給付しないと認められるとき
- (11) 政府特許経営協定、土地家屋補償協定等の協定を、行政機関が法に基づき履行しない、約定に従って履行していないまたは違法に変更し、解除したと認められるとき
- (12) その他人身権、財産権等の合法的權益を行政機関が侵害したと認められるとき

人民法院は、前項で定めるもののほか、法律および法規で訴訟を提起できると定めているその他の行政事件を受理する。

### 第13条（旧12条）

人民法院は、公民、法人またはその他の組織が以下に掲げる事項について提起する訴訟を受理しない。

- (1) 国防、外交等の国家行為
- (2) 行政法規、規章または行政機関が制定し、公布した一般的拘束力を有する決定、命令
- (3) 行政機関が行政機関の職員に対して行う賞罰、任免等の決定
- (4) 法律で行政機関が終局的に裁決すると定められた行政行為

## 第3章 管轄

### 第14条（旧13条）

基層人民法院は、第一審の行政事件を管轄する。

### 第15条〔改正〕（旧14条）

中級人民法院は、以下に掲げる第一審行政事件を管轄する。

- (1) 国務院各部門または県級以上の地方人民政府が行った行政行為に対して訴訟を提起した事件
- (2) 税関の処理に係る事件
- (3) 当該管轄内の重大で、複雑な事件
- (4) その他法律で中級人民法院が管轄すると定める事件

### 第16条（旧15条）

高級人民法院は、当該管轄内の重大で、複雑な第一審行政事件を管轄する。

### 第17条（旧16条）

最高人民法院は、全国的範囲の重大で、複雑な第一審行政事件を管轄する。

### 第18条〔改正〕（旧17条）

行政事件は、最初に行政行為を行った行政機関の所在地の人民法院が管轄する。復議を経た事件については、復議機関の所在地の人民法院も管轄することができる。

最高人民法院の承認を経て、高級人民法院は、裁判活動の実際の状況に基づいて、基層人民法院の行政区域の管轄を越える若干の第一審行政事件を確定することができる。

### 第19条（旧18条）

人身の自由を制限する行政上の強制措置を不服として提起された訴訟については、被告所在地または原告所在地の人民法院が管轄する。

### 第20条（旧19条）

不動産に起因して提起された行政訴訟については、不動産所在地の人民法院が管轄する。

### 第21条〔改正〕（旧20条）

2つ以上の人民法院がいずれも管轄権を有する事件について、原告は、その中から1つの人民法院を選択して訴訟を提起することができる。原告が管轄権を有する2つ以上の人民法院に対し訴訟を提起した場合は、先に訴訟事件として記録した人民法院が管轄する。

### 第22条〔改正〕（旧21条）

人民法院は、受理した事件が当該法院の管轄に属しないことを発見した場合には、管轄権を有する人民法院に移管しなければならない。移管された人民法院は受理しなければならない。移管さ

れた人民法院は、移管された事件が規定に照らして当該法院の管轄に属しないと認める場合には、上級の人民法院に報告し管轄を指定するよう要求しなければならず、勝手に移管してはならない。

#### 第 23 条 (旧 22 条)

管轄権を有する人民法院が特殊な事由により管轄権を行使することができない場合には、上級の人民法院が管轄を指定する。

人民法院において管轄権について争いが生じた場合には、紛争当事者双方の協議により解決する。協議が妥結しない場合には、双方共通の上級人民法院に報告し管轄を指定するよう要求する。

#### 第 24 条 [改正] (旧 23 条)

上級の人民法院は、下級の人民法院が管轄する第一審行政事件を審理する権限を有する。

下級の人民法院は、その管轄する第一審行政事件について、上級の人民法院が審理または管轄を指定する必要があると認める場合には、上級の人民法院に報告し決定するよう要求することができる。

### 第 4 章 訴訟参加人

#### 第 25 条 [1 項改正]

行政行為の相手方およびその他行政行為と利害関係を有する公民、法人またはその他の組織は、訴訟を提起する権利を有する。

訴訟を提起する権利を有する公民が死亡した場合、その近親族が訴訟を提起することができる。

訴訟を提起する権利を有する法人またはその他の組織が消滅した場合、その権利を継受した法人またはその他の組織が訴訟を提起することができる。

#### 第 26 条 [2 項・5 項・6 項改正, 3 項新設] (旧 25 条)

公民、法人またはその他の組織が直接人民法院に訴訟を提起した場合、行政行為を行った行政機関が被告である。

復議を経た事件について、復議機関が元の行政行為を維持する決定をした場合は、元の行政行為を行った行政機関および復議機関が共同被告であり、復議機関が元の行政行為を変更した場合は、復議機関が被告である。

復議機関が法定の期限内にまだ復議決定を行わないうちに、公民、法人またはその他の組織が元の行政行為について訴えを提起した場合は、元の行政行為を行った行政機関が被告であり、復議機関の不作為について訴えを提起した場合は、復議機関が被告である。

2 つ以上の行政機関が同一の行政行為を行った場合、共同で行政行為を行った行政機関が共同被告である。

行政機関により委託された組織が行った行政行為については、委託した行政機関が被告である。

行政機関が廃止されまたは職権を変更された場合には、その職権を継続して行使する行政機関が被告である。

#### 第 27 条 [改正] (旧 26 条)

当事者の一方または双方が 2 人以上で、同一の行政行為に起因して生じた事件、または同類の行政行為に起因して生じた事件について、人民法院が併合して審理することができることを認めかつ当事者の同意を経ているときは、共同訴訟とする。

## 第 28 条 [新設]

当事者の一方の人数が多い共同訴訟については、当事者が代表者を推選して訴訟を行うことができる。代表者の訴訟行為はその代表する当事者に対して効力を生じるが、但し、代表者が訴訟上の請求を変更し、放棄し、または他方当事者の訴訟上の請求を承認する場合は、代表された当事者の同意を経なければならない。

## 第 29 条 [改正] (旧 27 条)

公民、法人またはその他の組織が訴えられた行政行為と利害関係を有するが、訴訟を提起していない場合、または事件の処理の結果と利害関係を有する場合には、第三者として訴訟に参加することを申請することができ、または人民法院が訴訟に参加するよう通知する。

人民法院が第三者に義務を負わせまたは第三者の権益を減損する判決をする場合、第三者は、法に基づき上訴を提起する権利を有する。

## 第 30 条 (旧 28 条)

訴訟行為能力を有しない公民については、その法定代理人が訴訟を代理する。法定代理人が互いに代理責任を転嫁する場合には、人民法院がそのうちの一人を指定して訴訟を代理させる。

## 第 31 条 [改正] (旧 29 条)

当事者、法定代理人は、1 人ないし 2 人を訴訟代理人として委任することができる。

以下の者は、訴訟代理人として委任されることができる。

- (1) 弁護士、基層法律サービス従業者
- (2) 当事者の近親族または勤務要員
- (3) 当事者所在の社区、単位および関係社会团体が推薦する公民

## 第 32 条 [改正] (旧 30 条)

訴訟を代理する弁護士は、規定により当該事件の関係資料を閲覧し、複写することができ、関係組織および公民に対し調査をし、当該事案と関係する証拠を収集することができる。国家秘密、商業上の秘密および個人のプライバシーにかかわる資料については、法の定めるところに従って秘密を守らなければならない

当事者およびその他訴訟代理人は、規定により当該事件の法廷審理資料を閲覧し、複写することができるが、但し、国家秘密、商業上の秘密および個人のプライバシーに関わるものは、この限りでない。

## 第 5 章 証拠

### 第 33 条 [改正] (旧 31 条)

証拠は、以下のものを含む。

- (1) 書証
- (2) 物証
- (3) 視聴覚資料
- (4) 電子データ
- (5) 証人の証言
- (6) 当事者の陳述

(7) 鑑定意見

(8) 実地検証記録, 現場記録

以上の証拠は、法廷での審査を経て真実であることが確認されたものに限り、事件事実を認定する根拠とすることができる。

第 34 条 [改正 (2 項新設)] (旧 32 条)

被告は、その行った行政行為について立証責任を負い、当該行政行為を行った証拠およびその依拠する規範性文書を提出しなければならない。

被告が証拠を提出せずまたは正当な理由なく期限を徒過して証拠を提出した場合は、相応する証拠がないものとみなす。但し、訴えられた行政行為が第三者の合法的権益に関わり、第三者が証拠を提出した場合は、この限りでない。

第 35 条 [改正] (旧 33 条)

訴訟の過程において、被告およびその訴訟代理人は自ら、原告、第三者および証人から証拠を収集してはならない。

第 36 条 [新設]

被告は、行政行為を行ったときに既に証拠を収集していたが、不可抗力など正当な事由により提出することができなかった場合、人民法院の許可を経て、提出を延期することができる。

原告または第三者が、その行政処理の手続の中で提出しなかった理由または証拠を提出した場合には、人民法院の許可を経て、被告は証拠を補充することができる。

第 37 条 [新設]

原告は、行政行為の違法性を証明する証拠を提出することができる。原告の提出した証拠が成立しない場合でも、被告の立証責任を免除しない。

第 38 条 [新設]

被告が法定の職責を履行していないことについて提訴した事件において、原告は、自らが被告に対し申立てをした旨の証拠を提出しなければならない。但し、以下に掲げる状況の 1 つがある場合は、この限りでない。

(1) 被告が職権により法定の職責を自主的に履行しなければならないとき

(2) 原告が正当な理由により証拠を提出することができないとき

行政賠償、補償の事件において、原告は行政行為により生じた損害について証拠を提出しなければならない。被告の原因により原告が立証をすることができない場合には、被告が立証責任を負う。

第 39 条 [改正] (旧 34 条 1 項)

人民法院は、当事者に証拠を提出しまたは補充するよう要求する権限を有する。

第 40 条 [改正] (旧 34 条 2 項)

人民法院は、関係する行政機関およびその他の組織、公民から証拠を調査取得する権限を有する。但し、行政行為の適法性を証明するため被告が行政行為を行ったときに収集していなかった証拠を調査取得してはならない。

第 41 条 [新設]

当該事件と関係する以下に掲げる証拠について、原告または第三者は、自ら収集することがで

きない場合には、人民法院に調査取得するよう申請することができる。

- (1) 国家機関が保存し、かつ人民法院が調査取得しなければならない証拠
- (2) 国家秘密、商業上の秘密および個人のプライバシーに関わる証拠
- (3) その他客観的原因により自ら収集することのできないことが確実である証拠

#### 第 42 条 [変更なし] (旧 36 条)

証拠が滅失するおそれがあり、または滅失した後に取得することが困難な状況においては、訴訟参加人は、人民法院に証拠の保全を申し立てることができ、人民法院も主体的に保全措置を講ずることができる。

#### 第 43 条 [新設]

証拠は法廷で提示しなければならず、かつ当事者が相互に反対尋問する。国家秘密、商業上の秘密および個人のプライバシーに関わる証拠については、公開開廷のときに提示してはならない。

人民法院は、法定の手続に従って、証拠が真実であるかを全面的、客観的に審査しなければならない。採用されなかった証拠については、裁判文書の中でその理由を説明しなければならない。

不法な手段により得られた証拠は、事件事実を認定する根拠としてはならない。

### 第 6 章 提訴および受理

#### 第 44 条 [改正] (旧 37 条)

人民法院の事件受理範囲に属する行政事件について、公民、法人またはその他の組織は、まず行政機関に対し復議の申立てをすることができ、復議決定に対して不服がある場合には、人民法院に訴訟を提起することができる。また、人民法院に直接訴訟を提起することもできる。

法律・法規が、まず行政機関に対し復議の申立てをし、復議決定に不服があればそれを経た後に人民法院に訴訟を提起しなければならないと定めている場合は、法律・法規の定めによる。

#### 第 45 条 [改正] (旧 38 条)

公民、法人またはその他の組織は、復議決定に不服がある場合、復議決定書を受け取った日から 15 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。復議機関が期限を徒過しても決定をしない場合は、申立人は復議期間の満了した日から 15 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。法律で別に定めのある場合は、この限りでない。

#### 第 46 条 [改正] (旧 39 条)

公民、法人またはその他の組織は、人民法院に直接訴訟を提起する場合、行政行為が行われたことを知った日または知るべき日から 6 カ月以内に提起しなければならない。法律で別に定めのある場合は、この限りでない。

不動産に起因して訴訟を提起した事件について行政行為が行われた日から 20 年を経過し、その他の事件について行政行為が行われた日から 5 年を経過して訴訟を提起した場合は、人民法院は受理をしない。

#### 第 47 条 [新設]

公民、法人またはその他の組織が、行政機関にその人身権、財産権等の合法的権益を保護する法定の職責を履行するよう申し立てたが、行政機関が申立てを受けた日から 2 ヶ月以内に履行しない場合、公民、法人またはその他の組織は人民法院に訴訟を提起することができる。法律、法

規で行政機関が職責を履行する期限について別に定めをおく場合は、その定めによる。

公民、法人またはその他の組織が、緊急の状況において行政機関にその人身権、財産権等の合法的權益を保護する法定の職責を履行するよう請求したが、行政機関が履行しない場合、訴訟の提起は、前項に定める期限の制限を受けない。

#### 第 48 条 [改正] (旧 40 条)

公民、法人またはその他の組織が、不可抗力またはその他自身の責めに帰せざる原因により提訴期限を遅延した場合、遅延された時間は提訴期間に算入しない。

公民、法人またはその他の組織が前項で定めるものを除くその他特殊な状況により、提訴期限を遅延した場合は、障害が取り除かれた後から 10 日以内に、期限の延長を申請することができ、それを許可するか否かは人民法院が決定する。

#### 第 49 条 [改正 (1 号)] (旧 41 条)

訴訟を提起する場合は、以下の要件に適合しなければならない。

- (1) 原告は、本法第 25 条に定める公民、法人またはその他の組織であること
- (2) 明確な被告があること
- (3) 具体的な訴訟上の請求および事実の根拠があること
- (4) 人民法院の事件受理範囲に属し、かつ事件を受理する人民法院の管轄であること

#### 第 50 条 [新設]

訴えの提起にあたっては、人民法院に訴状を提出するとともに、被告の人数に従って副本を提出しなければならない。

訴状の書写に確実に困難がある場合は、口頭で訴えを提起することができ、人民法院が筆記録に記入し、日時を明記した書面の証明書を発行し、併せて反対当事者に告知する。

#### 第 51 条 [改正] (旧 42 条)

人民法院は、訴状を受け取ったときに本法の定める提訴要件に適合するものについては、登録し訴訟事件として記録しなければならない。

本法の定める提訴要件に適合するか否かをその場で判定することができない場合には、訴状を受理し、受取り日時を明記した書面の証明書を発行しなければならず、かつ 7 日以内に訴訟事件として記録するか否かを決定する。提訴要件に適合しない場合には、訴訟事件として記録しない旨の裁定をする。裁定書には、訴訟事件として記録しない理由を明記しなければならない。原告が裁定を不服とする場合、上訴を提起することができる。

訴状の内容に不備またはその他誤りがある場合は、指導および説明を行うとともに、当事者に補正する必要がある内容を一度にまとめて告知しなければならない。指導および説明を経ずに、提訴要件に適合しないことを理由に訴状を受理しないことをしてはならない。

訴状を受理せず、訴状を受理した後に書面の証明書を発行せず、および当事者に補正する必要がある訴状の内容を一度にまとめて告知しない場合、当事者は、上級の人民法院に対し苦情を申し立てることができ、上級の人民法院はそれを是正するよう命じなければならず、かつ直接責任を負う主管人員およびその他直接の責任者に対して法に基づき処分を行う。

#### 第 52 条 [改正] (旧 42 条)

人民法院が訴訟事件として記録せず、かつ訴訟事件として記録しない旨の裁定をしない場合、

当事者は一級上の人民法院に提訴することができる。一級上の人民法院が提訴要件に適合すると認めるときは、訴訟事件として記録し、審理しなければならない。また、その他下級の人民法院を指定して訴訟事件として記録し、審理させることもできる。

#### 第 53 条 [新設]

公民、法人またはその他の組織は、行政行為の依拠するところの国务院各部門ならびに地方人民政府およびその部門の制定した規範性文書が不適法であると認める場合、行政行為について訴訟を提起するときに、当該規範性文書について審査をするよう併せて請求することができる。

前項の定める規範性文書には、規章を含めない。

### 第 7 章 審理および判決

#### 第 1 節 一般規定

#### 第 54 条 [2 項新設] (旧 45 条)

人民法院は、行政事件を公開で審理する。但し、国家秘密、個人のプライバシーに関わる場合およびその他法律で別の定めがある場合は、この限りではない。

商業上の秘密に関わる事件について、当事者が非公開での審理を申し立てた場合は、非公開で審理することができる。

#### 第 55 条 [改正 (第 4 項)] (旧 47 条)

当事者は、裁判官が当該事案と利害関係を有しまたはその他関係を有することにより公正な裁判に影響を及ぼすおそれがあると認める場合、裁判官に回避するよう申し立てる権利を有する。

裁判官は、自らが当該事案と利害関係を有しまたはその他関係を有すると認める場合、回避を申し立てなければならない。

前 2 項の規定は、書記、通訳、鑑定人、実地検証人に適用される。

院長が裁判長を担当するときの回避については、裁判委員会が決定し、裁判官の回避は、院長が決定し、その他の人員の回避は、裁判長が決定する。当事者は当該決定に対して不服がある場合、一度に復議を申し立てることができる。

#### 第 56 条 [改正] (旧 44 条)

訴訟の期間は、行政行為の執行を停止しない。但し、以下の状況の 1 つがある場合は、執行を停止する旨の裁定をする。

- (1) 被告が執行を停止する必要があると認める場合
- (2) 原告または利害関係者が執行の停止を申し立て、人民法院が当該行政行為の執行により補うことの困難な損失を生ずるおそれがあると認め、かつ執行の停止が国家の利益、社会公共の利益に損害を及ぼさない場合
- (3) 人民法院が当該行政行為の執行により国家の利益、社会公共の利益に対し重大な損害を生じるおそれがあると認める場合
- (4) 法律、法規が執行の停止を定める場合

当事者は、執行の停止または執行の不停止の裁定に不服がある場合、復議を一度に申し立てることができる。

#### 第 57 条 [新設]

人民法院は、行政機関が法に基づき弔慰金、最低生活保障費および労災、医療・社会保険金を給付しないことについて提訴した事件について、権利義務関係が明確で、先に執行をしなければ原告の生活に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、原告の申立てに基づき、先行して執行する旨を裁定することができる。

当事者は、先行して執行する旨の裁定に不服である場合、復議を一度に申し立てることができる。復議の期間は、裁定の執行を停止しない。

#### 第 58 条 [改正] (第 48 条)

人民法院の勾引・召喚を経て、原告が正当な理由なく出廷を拒否し、または法廷の許可を経ずに途中で退廷した場合は、訴えの取下げに照らして処理することができる。被告が正当な理由なく出廷を拒否し、または法廷の許可を経ずに途中で退廷した場合は、欠席判決をすることができる。

#### 第 59 条 [改正] (第 49 条)

訴訟参加者またはその他の者が以下に掲げる行為の 1 つをした場合、人民法院は情状の軽重に基づいて、訓戒に処し、反省書の提出を命じて悔悟させ、または 1 万元以下の過料、15 日以下の勾留に処することができる。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

- (1) 調査、執行に協力する義務を有する者が、人民法院の調査協力決定、執行協力通知書に対して、理由なく調査、執行を引き延ばし、拒否しまたは妨害した場合
- (2) 証拠を偽造し、隠匿し、消滅させまたは虚偽の証明資料を提出し、人民法院の事件の審理を妨害した場合
- (3) 他人を指図し、買収し、脅迫して偽証させ、または証人の証言を威嚇し、阻止した場合
- (4) 封印され、差し押えられ、凍結された財産を隠匿し、移転し、売却し、毀損した場合
- (5) 欺罔、脅迫等の不法な手段により原告に訴えを取り下げさせた場合
- (6) 暴力、威嚇もしくはその他の方法で人民法院職員の職務執行を妨害し、または法廷でがやがや騒ぎ、法廷に激しく押しよせる等の方法で人民法院の執務秩序を攪乱した場合
- (7) 人民法院の裁判官またはその他職員、訴訟参加人、調査および執行協力者に対して恐喝し、侮辱し、誹謗し、おとし入れ、殴打し、集中攻撃しまたは報復を加えた場合。

人民法院は、前項に定める行為の 1 つをした単位に対して、その主要な責任者または直接の責任者に対し前項の定めに従って過料、勾留を科すことができ、犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

過料、勾留は、人民法院院長の許可を経なければならない。当事者は不服がある場合、一級上の人民法院に対し復議を一度に申し立てることができる。復議の期間は、執行を停止しない。

#### 第 60 条 [改正] (旧 50 条)

人民法院は、行政事件を審理するにあたり、調解を適用しない。但し、行政賠償、補償および行政機関が法律、法規で定められた自由裁量権を行使する事件については、調解をすることができる。

調解は、自由意思、適法の原則を遵守しなければならない。国家の利益、社会の利益および他者の合法的権益に損害を与えてはならない。

#### 第 61 条 [新設]

行政許可、登録、徴税、収用および行政機関が民事紛争につき行った裁決に関わる行政訴訟において、当事者が関連する民事紛争を併合して解決するよう申し立てた場合、人民法院は、併合して審理することができる。

行政訴訟の中で、人民法院は、行政事件の審理が民事訴訟の裁断に依拠する必要があると認める場合、行政訴訟の中断を裁定することができる。

#### 第 62 条 (旧 51 条)

人民法院は、行政事件について判決を宣告しまたは裁定をする前に、原告が訴えの取下げを申し立てた場合、あるいは被告がその行った行政行為を変更し、原告が訴えの取下げに同意し、かつそれを申し立てた場合、これを許可するか否かは、人民法院が裁定する。

#### 第 63 条 [改正 (3 項)] (旧 52 条, 53 条)

人民法院は、行政事件の審理にあたり、法律および行政法規、地方性法規を根拠とする。地方性法規は、当該行政区域内で発生した行政事件に適用される。

人民法院は、民族自治地方の行政事件を審理するにあたり、当該民族自治地方の自治条例および単行条例をも併せて根拠とする。

人民法院は、行政事件の審理にあたり、規章を参照する。

#### 第 64 条 [新設]

人民法院は、行政事件の審理において、審査を経て本法第 53 条に定める規範性文書が不適法であると認めた場合には、行政行為の適法性を認定する根拠とせず、併せて制定機関に処理の建議を提出する。

#### 第 65 条 [新設]

人民法院は、法的効力を生じる判決書、裁決書を公開し、公衆の閲覧に供しなければならない。但し、国家秘密、商業上の秘密および個人のプライバシーに関わる内容については、この限りでない。

#### 第 66 条 [改正] (旧 56 条)

人民法院は、行政事件の審理において、行政機関の主管者、直接の責任者が法律違反・紀律違反をしたと認める場合、関係資料を監察機関、当該行政機関またはその一級上の行政機関に送付しなければならない。犯罪行為があると認めるときは、関係資料を警察、検察機関に移送しなければならない。

人民法院は、被告が勾引・召喚を経て正当な理由なく出廷を拒否し、または法廷の許可を経ずに途中で退廷した場合について、被告が出廷を拒否しまたは途中で退廷した状況を公告することができる。併せて監察機関または被告の一級上の行政機関に対してその主要な責任者または直接の責任者を法に基づき処分する旨の司法建議を提出することができる。

### 第 2 節 第一審の通常手続

#### 第 67 条 [1 項改正] (旧 43 条)

人民法院は、訴訟事件として記録された日から 5 日以内に、訴状の副本を被告に発送しなければならない。被告は、訴状の副本を受け取った日から 15 日以内に人民法院に対し行政行為を行った証拠およびその依拠する規範性文書を提出し、かつ答弁書を提出しなければならない。人民法

院は、答弁書を受け取った日から5日以内に、答弁書の副本を原告に発送しなければならない。

被告が答弁書を提出しなくても、人民法院の審理には影響しない。

#### 第68条（旧46条）

人民法院は、行政事件を審理するにあたっては、裁判官が合議廷を構成し、または裁判官、陪審員が合議廷を構成する。合議廷の構成員は、3人以上の奇数でなければならない。

#### 第69条〔改正〕（旧54条1号）

行政行為について、証拠が確実で、法律、法規の適用が正確で、法定の手續に適合している場合、または原告が被告に法定の職責もしくは給付義務を履行するよう申し立てたが、その理由が成立しない場合、人民法院は、原告の訴訟上の請求を斥ける判決をする。

#### 第70条〔改正〕（旧54条2号）

行政行為が以下に掲げる状況の1つに該当する場合、人民法院は、取消しまたは一部取消しの判決をし、併せて被告に改めて行政行為を行うようにとの判決をすることができる。

- (1) 主要な証拠が不足する場合
- (2) 法律、法規の適用に誤りがある場合
- (3) 法定の手續に違反する場合
- (4) 職権を踰越した場合
- (5) 職権を濫用した場合
- (6) 明らかに不当である場合

#### 第71条（旧55条）

人民法院が被告に改めて行政行為を行うようにとの判決をした場合、被告は、同一の事実および理由により元の行政行為と基本的に同じ行政行為をしてはならない。

#### 第72条〔改正〕（旧54条3号）

人民法院は審査を経て、被告が法定の職責を履行していないことを明らかにした場合、被告に一定の期限内に履行するようとの判決をする。

#### 第73条〔新設〕

人民法院は審査を経て、被告が法に基づき給付義務を負うことを明らかにした場合、被告に給付義務を履行するようとの判決をする。

#### 第74条〔新設〕

行政行為が以下に掲げる状況の1つに該当する場合、人民法院は、違法確認の判決をするが、但し、行政行為を取り消さない。

- (1) 行政行為が法に基づき取り消されるべきであるが、それを取り消すことにより国家の利益、社会の利益に重大な損害を生じるおそれがある場合
- (2) 行政行為に手續上の軽微な違法があるが、原告の権利に実際上の影響を生じない場合

行政行為が以下に掲げる状況の1つに該当し、それを取消しまたは履行判決をする必要がない場合、人民法院は違法確認の判決をする。

- (1) 行政行為が違法であるが、取り消すべき内容を有しない場合
- (2) 被告が元の違法な行政行為を変更したが、原告がなお元の行政行為の違法性を確認するよう要求している場合

(3) 被告が法定の職責を履行せずまたは履行を引き延ばしたが、履行判決をしても意味がない場合

#### 第 75 条 [新設]

行政行為の実施主体が行政主体たる資格を有せずまたは行政行為が依拠を有しない等、行政行為に重大かつ明白な違法の状況があり、原告が行政行為の無効の確認を申し立てた場合、人民法院は無効確認の判決をする。

#### 第 76 条 [新設]

人民法院は、違法または無効の確認判決をするとき、同時に被告に補償措置を講ずるよう命じる判決をすることができ、原告に損失を生じる場合には、被告に賠償責任を負うようにと法に基づき判決をする。

#### 第 77 条 [改正] (旧 54 条 4 号)

行政処罰が明らかに公正を失する場合、またはそれ以外の行政行為で金額の確定、認定に関わるものについて確実に誤りがある場合、人民法院は、変更判決をすることができる。

人民法院は変更判決をする場合、原告の義務を加重しまたは原告の利益を減損することをしてはならない。但し、利害関係人が原告となり、かつ訴訟上の請求が相反する場合は、この限りではない。

#### 第 78 条 [新設]

被告が、本法第 12 条第 1 項第 11 号の定める協定を法に基づき履行せず、約定に従って履行せずまたは違法に変更し、解除した場合は、人民法院は、被告に履行を継続し、補償措置を講じまたは損失を賠償する等の責任を負うようにとの判決をする。

#### 第 79 条 [新設]

復議機関と元の行政行為を行った行政機関が共同被告となる事件については、人民法院は、復議決定および元の行政行為について併合して裁断を行わなければならない。

#### 第 80 条 [新設]

人民法院は、公開で審理しおよび非公開で審理する事件について、一律に公開して判決を宣告する。

法廷で即日判決を宣告する場合は、10 日以内に判決書を発送しなければならない、期日を定めて判決を宣告する場合は、判決を宣告した後で直ちに判決書を発付しなければならない。

判決を宣告するときには、当事者に上訴の権利、上訴の期限および上訴する法院を必ず告知しなければならない。

#### 第 81 条 [改正] (旧 57 条)

人民法院は、訴訟事件として記録した日から 6 か月以内に第一審の判決をしなければならない。特殊な状況により延長する必要がある場合は、高級人民法院がそれを承認し、高級人民法院が第一審事件を審理するにあたり延長する必要がある場合は、最高人民法院がそれを承認する。

### 第 3 節 簡易手続

#### 第 82 条 [新設]

人民法院は、以下に掲げる第一審行政事件を審理するにあたり、事実が明らかで、権利義務関

係が明確で、紛争が大きくないと認める場合、簡易手続を適用することができる。

- (1) 訴えられた行政行為が法に基づきその場で行われたもの
- (2) 事件に関わる金額が2千元より少ないもの
- (3) 政府情報公開事件に属するもの

前項で定めるものを除く第一審行政事件について、当事者各方が簡易手続を適用することに同意している場合は、簡易手続を適用することができる。

差戻審、裁判監督手続による再審の事件については、簡易手続を適用しない。

#### 第83条〔新設〕

簡易手続を適用して審理される行政事件については、裁判官一人が独任で審理し、かつ訴訟事件として記録した日から45日以内に結審しなければならない。

#### 第84条〔新設〕

人民法院は、審理の過程で、事件が簡易手続を適用するに不適切であることを発見した場合、通常手続に移す旨の裁定をする。

### 第4節 第二審手続

#### 第85条（旧58条）

当事者が人民法院の第一審判決に不服である場合、判決書が送達された日から15日以内に一級上の人民法院に上訴する権利を有する。当事者が人民法院の第一審裁定に不服である場合は、裁定書が送達された日から10日以内に一級上の人民法院に上訴を提起する権利を有する。期間を経過して上訴を提起しない場合は、人民法院の第一審判決または裁定が法的効力を生じる。

#### 第86条〔改正〕（旧59条）

人民法院は、上訴事件について、合議廷を構成し、開廷審理をしなければならない。証拠調べ、調査および当事者への尋問を経て、新たな事実、証拠または理由が提出されなかったことについて、合議廷が開廷審理をする必要がないと認める場合は、非開廷で審理をすることができる。

#### 第87条〔新設〕

人民法院は、上訴事件を審理するにあたり、原審人民法院の判決、裁定および訴えられた行政行為について全面的な審査を行わなければならない。

#### 第88条〔改正〕（旧60条）

人民法院は、上訴事件を審理するにあたり、上訴状を受け取った日から3カ月以内に終審の判決をしなければならない。特殊な状況により延長する必要がある場合は、高級人民法院がそれを承認し、高級人民法院が上訴事件を審理するにあたり延長する必要がある場合は、最高人民法院がそれを承認する。

#### 第89条〔改正〕（旧61条）

人民法院は、上訴事件を審理するにあたり、以下に掲げる状況に応じて、それぞれ次のように処理する。

- (1) 原判決、裁定において認定事実が明らかで、法律、法規の適用が正確である場合は、上訴を斥ける判決または裁定をし、原判決、裁定を維持する。
- (2) 原判決、裁定において認定事実に誤りがありまたは法律、法規の適用に誤りがある場合は、

法に基づき判決を改め、取消しまたは変更をする。

(3) 原判決において認定された基本事実が不明瞭で、証拠が不足する場合は、原審人民法院に差し戻して再審理をし、または事実を調べて明らかにした後に判決を改める。

(4) 原判決が、当事者の遺漏または違法な欠席判決など法定の手續に著しく違反している場合は、原判決の取消しを裁定し、原審人民法院に差し戻して再審理をさせる。

原審人民法院が差戻再審理の事件について判決をした後に、当事者が上訴を提起した場合は、第二審人民法院は、再度差し戻して再審理をさせてはならない。

人民法院は、上訴事件を審理するにあたり、原判決を変更する必要がある場合、同時に訴えられた行政行為について判決をしなければならない。

## 第5節 審判監督手續

### 第90条 [改正] (旧62条)

当事者は、すでに法的効力を生じた判決、裁定について、確実に誤りであると認める場合、一級上の人民法院に対し再審を申し立てることができるが、但し、判決、裁定は執行を停止しない。

### 第91条 [新設]

当事者からの申立てが以下に掲げる状況の1つに適合する場合、人民法院は再審をしなければならない。

- (1) 訴訟事件として記録をせずまたは訴えを斥けたことが確実に誤りである場合
- (2) 新たな証拠があり、原判決、裁定を覆すに足りる場合
- (3) 原判決、裁定において事実認定した主要な証拠が不足し、反対尋問を経ずまたは偽造である場合
- (4) 原判決、裁定において法律、法規の適用が確実に誤りである場合
- (5) 法律の定める訴訟手續に違反し、公正な裁判に影響を及ぼすおそれがある場合
- (6) 原判決、裁定において訴訟上の請求を遺漏した場合
- (7) 原判決、裁定を行う根拠となった法律文書が取り消されまたは変更された場合
- (8) 裁判官が当該事件を審理したときに汚職収賄をし、情実にとらわれて不正行為をし、法を歪曲して裁判をした場合

### 第92条 [改正] (旧第63条)

各級人民法院の院長は、当該法院においてすでに法的効力を生じた判決、裁定について、本法第91条に定める状況の1つがあることを発見し、あるいは調解が自由意思の原則に違反しまたは調解書の内容が違法であることを発見し、再審をする必要があると認める場合、裁判委員会に付議して討論の上で決定しなければならない。

最高人民法院は、地方各級人民法院においてすでに法的効力を生じた判決、裁定について、上級の人民法院は、下級の人民法院においてすでに法的効力を生じた判決、裁定について、本法第91条に定める状況の1つがあることを発見し、あるいは調解が自由意思の原則に違反しまたは調解書の内容が違法であることを発見した場合、自ら再審理をしましまたは下級の人民法院に再審を命じる権限を有する。

### 第93条 [改正] (第64条)

最高人民検察院は、各級人民法院においてすでに法的効力を生じた判決、裁定について、上級の人民検察院は、下級の人民法院においてすでに法的効力を生じた判決、裁定について、本法第91条に定める状況の1つがあることを発見し、または調解書が国家の利益、社会公共の利益に損害を及ぼすことを発見した場合、抗訴を提起しなければならない。

地方各級人民検察院は、同級の人民法院においてすでに法的効力を生じた判決、裁定について、本法第91条に定める状況の1つがあることを発見し、または調解書が国家の利益、社会公共の利益に損害を及ぼすことを発見した場合、同級の人民法院に対し検察建議を提起することができ、かつ上級の人民検察院に報告して記録に留める。また、上級の人民検察院に報告して同級の人民法院に対し抗訴を提起するよう要求することもできる。

地方各級人民検察院は、裁判監督手続を除くその他の裁判手続における裁判官の違法行為について、同級の人民法院に対し検察建議を提起する権限を有する。

## 第8章 執行

### 第94条 [改正] (旧65条1項)

当事者は、人民法院の法的効力を生じた判決、裁定、調解書を必ず履行しなければならない。

### 第95条 [改正] (旧65条2項)

公民、法人またはその他の組織が判決、裁定、調解書の履行を拒否した場合、行政機関または第三者は、第一審人民法院に強制執行の申立てをすることができ、または行政機関が法に基づき強制執行をする。

### 第96条 [改正] (旧65条3項)

行政機関が判決、裁定、調解書の履行を拒否する場合、第一審人民法院は、以下に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 返還すべき過料または給付すべき金銭については、銀行に通知して当該行政機関の口座から振り替える。
- (2) 定められた期限内に履行しない場合は、期限満了の日から、当該行政機関の責任者に対して一日あたり50元ないし100元の過料に処する。
- (3) 行政機関が履行を拒否した状況を公告する。
- (4) 監察機関または当該行政機関の一級上の行政機関に対し司法建議を提起する。司法建議を受けた機関は、関係規定に基づき処理を行い、併せて処理の状況を人民法院に告知する。
- (5) 判決、裁定、調解書の履行を拒否し、社会的な影響が劣悪である場合には、当該行政機関において直接責任を負う主管者およびその他直接の責任者に対して勾留を科すことができる。情状が重大で、犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

## 第9章 涉外行政訴訟

### 第97条 (旧70条)

外国人、無国籍者、外国の組織は、中華人民共和国において行政訴訟を行うにあたって、本法を適用する。法律で別に定めがある場合は、この限りでない。

### 第98条 (旧71条)

外国人，無国籍者，外国の組織は，中華人民共和国において行政訴訟を行うにあたって，中華人民共和国の公民，組織と同等の訴訟上の権利および義務を有する。

外国の裁判所が中華人民共和国の公民，組織の行政訴訟の権利について制限を加えている場合には，人民法院は，当該国家の公民，組織の行政訴訟の権利について，対等の原則を実行する。

#### 第 99 条（旧 72 条）

中華人民共和国が締結しまたは参加する国際条約に本法と異なる定めがある場合には，当該国際条約の規定を適用する。中華人民共和国が留保を声明した条項については，この限りでない。

#### 第 100 条（旧 73 条）

外国人，無国籍者，外国の組織は，中華人民共和国において行政訴訟を行うにあたって，弁護士に訴訟代理を委任する場合には，中華人民共和国弁護士機構の弁護士に委任しなければならない。

### 第 10 章 附則

#### 第 101 条 [新設]

人民法院は，行政事件を審理するにあたり，期間，送達，財産の保全，開廷審理，調解，訴訟の中断，訴訟の終結，簡易手続，執行等，および人民検察院による行政事件の受理，審理，裁断，執行に対する監督に関して，本法に定めがない場合は，『中華人民共和國民事訴訟法』の関係規定を適用する。

#### 第 102 条（旧 74 条）

人民法院は，行政事件を審理するにあたって，訴訟費用を徴収しなければならない。訴訟費用は敗訴した側が負担し，双方に責任のある場合は双方で負担する。訴訟費用を徴収する具体的な方法は，別に定める。

本件決定は，2015 年 5 月 1 日より施行する。